

滞納すると給水を停止します 水道料金は納期限内に納付してください

■水道料金の未納について

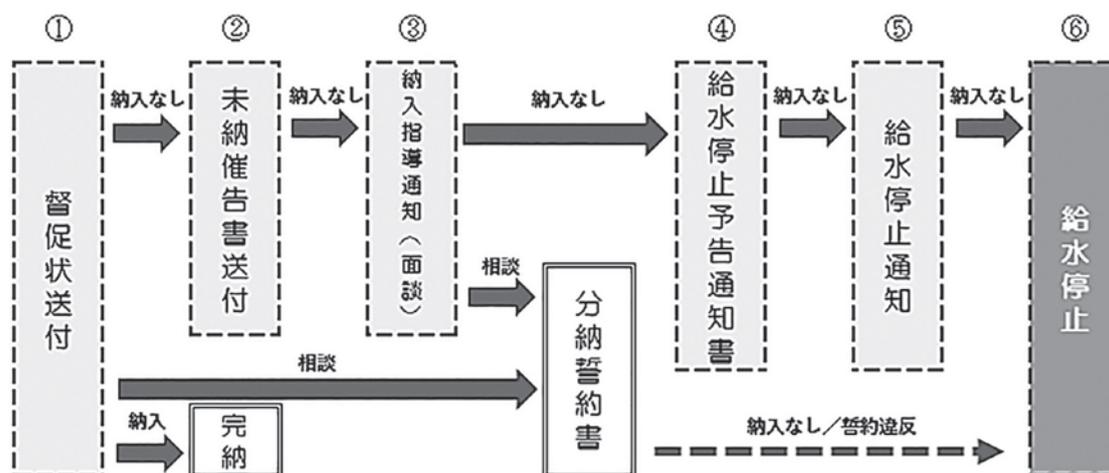
住民の皆さんには、鹿部町の水道事業にご理解をいただいているところですが、一部、支払いに遅れが生じ、再三にわたる請求にも関わらず、お支払いいただけない方がいます。

水道事業は水道使用料で運用しており、水道使用料の未納は水道事業に著しく支障をきたす問題となっています。また、支払いを繰り延べることは、余計に支払いを困難にすることとなり、決して問題の解決に繋がるものではありません。

■水道料金を滞納すると給水を停止します。

水道事業は、皆さんからの水道料金で運営しています。水道料金をお支払いいただけない方には、公平性を確保するために、水道法第15条第3項および鹿部町給水条例第36条第1項に基づき「給水停止」を行います。給水停止は生活に大きな影響を及ぼしますので、必ず納期限内に納付してください。

▼お問い合わせは、役場建設水道課水道係(01372-7-5294)へ。



※給水停止により使用者に損害が生じても一切の責任を負いません。

【1月のゴミ回収量（一般ゴミ）】

全体 62.99 t

(昨年度同月回収量71.51 t 約11.91%減)

内訳 焼却処分 50.96 t

リサイクル 11.35 t

埋立処分 0.68 t



混ぜればゴミ！分ければ資源！地球温暖化による環境への負担などを減らすため、ゴミの分別・減量にご協力をお願いします。

鹿部町内不法投棄等監視パトロール実施中！！

～不法投棄・ポイ捨ては絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の拘禁刑か1千万円以下の罰金を科せられます(併科の場合あり)。